

◎県立学校授業料等条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 県立高等学校の授業料及び通信制受講料を徴収しないことが生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる者から県立高等学校の授業料及び通信制受講料を徴収することとした。（第3条、第6条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第3条、第6条、第7条～第9条関係）
- 3 施行期日等
 - （1） この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）